

入札説明書

1 入札に付する事項

(1) 件名

八頭消防署若桜出張所事務備品一式

(2) 数量及び仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月31日 ※詳細については担当者と協議すること

(4) 納入場所

鳥取県東部広域行政管理組合消防局（鳥取市吉成640-1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「文具・事務用機器類」の「事務用調度品」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県東部圏域内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代理人に対して契約締結の権限を委任する旨の委任状が提出されていること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問

質問は、令和8年1月7日午後3時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。ファクシミリを送信した場合、送付先に送信確認の電話を行うこと。

回答は同月8日午後3時までに本組合ホームページに掲載する。

*鳥取県東部広域行政管理組合ホームページ（<http://www.east.tottori.tottori.jp/>）

(2) 質問書の送信先

鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課

ファクシミリ：0857-26-9404

電話：0857-23-2433

(3) 同等品の確認

同等品での入札を希望する者は、令和8年1月7日の午後3時までに同等品確認書（別紙5）を仕様書の問い合わせ先（消防総務課）へ届け出ること。同等品の適否についての回答は、同等品の確認を求めた者に対して、同月8日の午後3時までにファクシミリで送信して行う。なお、口頭、電話等による同等品の確認は、認めない。

4 入札方法等

- (1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (3) 宛先は、〒680-0864 鳥取市吉成640-1 鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課行とすること。
- (4) 郵送開始日は、令和8年1月5日とする。
- (5) 到着期限は、令和8年1月14日（必着）とする。
- (6) 入札書は、別紙3を使用し、入札金額には総額（搬入、設置等に要する費用を含む。）を記入すること。
- (7) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙2のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (8) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙4を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は営業所等の代理人（鳥取市の入札に関する権限を委任する旨の委任状が提出されている者に限る。）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市吉成640-1
鳥取県東部広域行政管理組合消防局 2階 第一会議室
- (2) 日時 令和8年1月15日（木） 午前10時
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取県東部広域行政管理組合財務規則（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合規則第12号）の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到達しない入札
- (10) 同等品の承認を受けないでした同等品による入札
- (11) その他、入札執行者が無効と認めた入札

7 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課（鳥取市吉成640-1）に提出しなければならない。

8 落札候補者

(1) 落札候補者の決定

鳥取県東部広域行政管理組合財務規則第4条の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき入札者が2名以上の場合には、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者は、令和8年1月16日までに入札参加資格確認申請書（別紙6）及び入札金額内訳明細書（別紙7）（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書等を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。

- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する場所及び日時において、再度の入札に付するものとする。

11 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めことがある。

問い合わせ先 烏取県東部広域行政管理組合消防局消防総務課

電話：0857-23-2433

ファクシミリ：0857-26-9404